

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度 第1回 枚方市社会福祉審議会（本審）
開 催 期 間	令和3年9月3日（金）～令和3年11月19日（金）
開 催 方 法	書面会議（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）
出 席 者	明石隆行委員、安藤和彦委員、石田慎二委員、上野谷加代子委員、大西雅裕委員、岡崎成子委員、河野和永委員、佐藤嘉枝委員、阪本徹委員、所めぐみ委員、富岡量秀委員、長尾祥司委員、橋本有理子委員、畑中光昭委員、原啓一郎委員、肥田時子委員、藤本良知委員、三田優子委員、三戸隆委員
欠 席 者	なし
案 件 名	1. 専門分科会委員の委員指名について（報告） 2. 今年度の主な報告・審議事項について (1) 「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」における後期プランについて（報告） (2) 枚方市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について（報告）
提出された資料等の名 称	次第 資料1. 専門分科会指名等委員一覧（令和3年3月31日～8月31日） 資料2. 「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」における後期プランについて 資料3-1. 枚方市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について 資料3-2. 令和3年(2021年)4月から、より利用しやすい成年後見制度利用支援事業に変わります 資料3-3. 中核機関の設置について 資料3-4. 枚方市地域連携ネットワーク協議会について 別冊. 「ひらかた権利擁護成年後見センター」周知用パンフレット
決 定 事 項	— ※報告案件のみ
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公開
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 (事 務 局)	健康福祉部 健康福祉総務課

審 議 内 容

1. 審議経過

- ①令和3年9月3日（金） 事務局から委員へ資料を送付
- ②令和3年9月13日（月） 委員からの意見を集約【1回目】
- ③令和3年10月1日（金） 事務局から委員へ意見及び事務局見解を付記し送付
- ④令和3年10月8日（金） 委員からの意見を集約【2回目】
- ⑤令和3年10月25日（月） 委員長に意見等を最終確認
- ⑥令和3年11月19日（金） 事務局から委員へ結果を送付

2. 案件説明・意見等

案件1. 専門分科会委員の委員指名について（報告）

（事務局）

- ・令和3年3月31日から8月31日までに退任、指名された専門分科会委員について、**資料1**のとおりご報告いたします。
- ・高齢者福祉専門分科会及び障害福祉専門分科会につきましては、後任委員の調整ができ次第、委嘱及び指名を行います。
- ・地域福祉専門分科会につきましては、同分科会において、「枚方市地域福祉計画（第4期）」に定める取組の推進及び進行管理を行うにあたり、枚方市社会福祉協議会が策定し、本計画と基本理念を共有する「第6次枚方市地域福祉活動計画」との連携を図る観点から、枚方市社会福祉協議会から選出された 阪本 徹 氏を新たに指名したものです。

（委員）

意見等はありません。

案件2. 今年度の主な報告・審議事項について

（1）「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」における後期プランについて（報告）【子ども青少年政策課】

（事務局）

- ・「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」における後期プランについて、プランの位置づけや策定方法、スケジュールを**資料2**に沿ってご報告いたします。
- ・まず、「プランの位置づけ」についてですが、枚方市総合計画においては、人口減少が進む中であっても、さらなるまちの魅力向上を図るため、重点施策の一つに子育て施策を掲げるとともに、効率的で効果的な施策を展開することで、持続的に発展し続けるまちづくりを進めることとしています。一方で、子育て施策の中でも重要な就学前の教育と保育施設のあり方については、平成21年に策定した「枚方市幼児教育ビジョン」においては幼稚園に関して、また、「枚方市保育ビジョン」においては保育所に関して、それぞれの方針を示してきた経過があり、平成27年3月に策定した「枚方市子ども・子育て支援事業計画」では公立幼稚園・公立保育所の再構築等の必要性を明記しました。本市では、喫緊の課題である待機児童対策など、子育て施策を推進するとともに、今後の保育需要の減少時期も見据えた公立施設のあり方について示すため、幼保連携の考え方のもと、平成30年11月に「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」（以降「プラン」といいます）を作成しました。現在は、令和元年度から令和5年度までを実施期間とするプランの前期の取り組みを推進しています。今回、令和6年度から令和10年度までを実施期間とするプランの後期の取り組みとして位置付けた内容を具体的に、かつ、可能な限り早期に示すため、後期プランの策定に取り組む

ものです。

・②プランの策定方法についてですが、令和3年10月に「社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」に諮問させていただき、令和6年度から令和10年度までのプランの後期における公立施設の適正な施設数や配置場所に関する方針などについてご審議いただく予定です。また、策定にあたっては、広く意見を聴くため、パブリックコメントや市民説明会などを実施予定です。

・③プランの策定スケジュールについてですが、令和3年10月に「社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」に諮問させていただき、令和3年度中は、庁内委員会や子ども・子育て専門分科会にて、後期プランの検討・審議いただきます。令和4年度の予定ですが、5月の教育委員会協議会、及び、教育子育て委員協議会にて後期プランの素案について説明いたします。6月には、子ども子育て専門分科会から答申をいただいた後に、パブリックコメント及び市民説明会を実施いたします。8月には、教育委員会協議会、及び、教育子育て委員協議会にて後期プランの最終案について説明し、9月に後期プランを策定する予定です。

(委員)

公立保育所・公立幼稚園は、将来的には全て民間委託になるのでしょうか。

(事務局)

今後の公立保育所・公立幼稚園のあり方につきましては、今後の保育需要の動向や公立施設が担うべき役割等を踏まえて、市内の地域バランスも考慮した適正な公立施設数などを検討し、後期プランの中でお示ししていきたいと考えております。

(委員)

障害のある子や一人親家庭（母子・父子）の子供たちのプランは充実されているのでしょうか。高齢者がめんどろをみている子供たちの配慮はされているのでしょうか。

(事務局)

「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」における後期プランにつきましては、少子化による保育需要の減少を視野に入れたプランの後期における公立施設のあり方などを示すものであり、障害のある子どもやひとり親家庭の子どもに対する具体的な支援策については、「枚方市障害者計画（第4次）」及び「枚方市障害児福祉計画（第2期）」や「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」など、個別具体の計画に基づき、支援の充実を図っているところです。また、祖父母が主に子育てを担っている家庭の子どもたちにつきましても、例えば、保育所等の現場や各関係機関の関わりの中で、その家庭の状況を把握し、必要な支援につなげる等取り組んでいます。

(委員)

前期の「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」では、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整備することを目的とした子ども・子育て支援制度の趣旨に沿った取り組みを進めているところだと思います。後期プランにおいても、その趣旨は引き継がれると考えますが、後期プランでは特に、子どもたちが安心して教育・保育を受けることができる環境づくりとしての地域基盤の確立として、民生委員・児童委員や校区福祉委員会など地元の支援団体等の連携した取り組みの一層の充実をも視野に入れてはどうかと考えます。

また、人口減少に伴い、保育需要が減少する中、閉園も含めた検討を進められると思いますが、閉園後の地域開放も考えられないのかと思います。

(事務局)

子どもたちが安心して教育・保育を受けることができる環境づくりとしての地域基盤の

確立のために、民生委員・児童委員や校区福祉委員会など地元の支援団体等の皆様と連携した取り組みを行うことは、大変重要なことだと認識しており、後期プラン策定の参考にさせていただきます。

また、公立施設を閉園した際の跡地活用につきましては、公共施設マネジメントを所掌する庁内委員会で検討を進めていくこととなりますが、いただいたご意見も参考にさせていただきます。

(委員)

2 ページにある「令和4年6月実施予定 市民説明会」について現段階でのイメージを教えてくださいましたらと思います。

(事務局)

市民説明会につきましては、社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会から答申をいただいた後、主に後期プランの素案としてまとめた内容について、市民から意見を聴取するため実施いたします。詳細につきましては、現段階においては未定ですが、対面式やオンラインなどの実施方法や会場など検討いたします。

(委員)

どの市町村でも、パブコメが限定的になりがちなので、説明会を開催するなら、プラン策定に生かせるために必要な、現場の声を収集できる内容になることが重要と思います。

(事務局)

幅広くご意見をお伺いしながら、後期プランの策定に取り組むことは大変重要なことであると認識しており、説明内容を工夫しながら、なるべく多様な意見を収集し、後期プランの策定に生かしてまいります。

(2) 枚方市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について(報告)【健康福祉総務課】

(事務局)

・令和3年3月に策定した「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」に基づく取組について、今年度のこれまで(令和3年8月末時点)の経過及び今後の予定について、[資料3-1](#)に沿ってご報告いたします。

1. 令和3年度におけるこれまでの経過について(令和3年8月末時点)

・本計画に定める施策のうち「成年後見制度利用支援事業(助成制度)の拡大」について、令和2年度中に本計画の策定事務と同時進行で準備を進め、申立費用の助成及び後見人等への報酬の助成ともに、これまで市長申し立てに限っていた対象を、令和3年4月から、市長申し立て以外にも拡大し、実施しております。今後、経済的な理由により、成年後見制度を利用できないといったことのないよう、助成制度の周知に努めます。なお、成年後見制度利用支援事業(助成制度)の詳細は、[資料3-2](#)のとおりです。

・本計画に定める施策のうち、「地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置」について、令和3年7月の中核機関の設置に向けて、令和3年4月に枚方市社会福祉協議会に中核機関の開設準備及び運営を委託しました。

・令和3年6月には、7月に設置予定である中核機関の円滑な運営及び機能の充実に目的に、運営委員会(準備会)を開催しました。運営委員会は、種智院大学の明石隆行委員に委員長にご就任いただき、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪社会福祉士会からご選出いただいた委員及びオブザーバーとして大阪家庭裁判所からご参加いただいた判事、書記官等で構成しております。以降、令和3年度については、2か月に1回程度の頻度で運営委員会を開催し、中核機関の運営課題や効果的な取組、機能の充実等について、継続して検討してまいります。

・令和3年7月1日に、枚方市総合福祉会館ラポールひらかた1階に、中核機関「ひらかた

権利擁護成年後見センター」を設置・開設しました。「ひらかた権利擁護成年後見センター」の詳細については、資料3-3のとおりです。今後、中核機関運営委員会にご意見をいただきながら、円滑な権利擁護支援に努めてまいります。なお、参考資料として同センターの周知用パンフレットを同封しております。

・令和3年8月に、専門性の高い法的な課題を抱えた相談に対応するために、大阪弁護士会、大阪司法書士会（大阪社会福祉士会は調整中）にご協力いただき、「ひらかた権利擁護成年後見センター」において専門相談を開始しました。

2. 令和3年度における今後の取組について（予定）

・今後も2か月に1回程度の頻度で中核機関運営委員会を開催し、「ひらかた権利擁護成年後見センター」の運営課題や効果的な取組、機能の充実等について、調整・検討を行ってまいります。

・権利擁護支援について、行政、支援関係者、地域、家庭裁判所等の関係団体が一体的に連携・協力する体制づくりとして、令和3年11月頃に地域連携ネットワークを構築し、協議会を開催する予定です。協議会では、資料3-4のとおり、成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する制度や施策の情報交換・共有や地域課題の検討・調整を所管事務とし、年に1～2回程度の頻度で開催する予定です。協議会の構成団体は、記載のとおりです。今後、協議会を通じて、構成団体それぞれの役割や支援の関わり方、成年後見制度利用促進の取組や今後の方向性等を共有し、円滑な連携を図ることができるよう体制を整備することで、支援の必要な人を早期に適切な支援につなぐ取組を進めてまいります。

・令和4年2月下旬に開催予定の令和3年度第2回枚方市社会福祉審議会（本審）において、「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」の進行管理について、ご審議いただく予定です。

（委員）

進行管理をしっかりと実施するよう望みます。

（事務局）

今後、事務局にて実施した取組の検証を行い、より効果的な取組となるよう継続的な改善を行ってまいります。あわせて、本計画の進行管理について、枚方市社会福祉審議会（本審）において、ご審議いただく予定としております。

（委員）

利用支援事業実施については評価します。

（委員）

特に意見はありません。カラーパンフレットはわかりやすくよいと思います。ただ、費用面で相談以前にしり込みする方もあると思いますので、「助成金ができることもありますよ」などのアナウンスは入れなくても良かったのでしょうか。私は、資料3-2とセットで理解することで、とてもわかりやすかったです。

（事務局）

今後、経済的な理由で、成年後見制度を利用できないといったことのないよう、パンフレットとあわせて成年後見制度利用支援事業（助成制度）のチラシを配付する等、周知に努めてまいります。

（委員）

生活保護基準を明確化してはどうですか。

（事務局）

生活保護制度は厚生労働省の定める明確な基準が設けられており、本市の成年後見制度

利用支援事業の対象についても同基準により運用しております。

生活保護の受給に該当するか否かについては、明確な基準はあるものの、複雑な確認や計算が必要となることから、わかりやすさを重視する市民向けの周知用チラシ等に、生活保護基準についての詳細な情報を掲載することが困難であったため、「生活保護受給者」という表現に留めております。

(委員)

日常生活自立支援事業利用者の制度移行を図るとあるのは、現行事業が廃止となるという理解でよろしいですか。

(事務局)

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援を受けるサービスであり、利用者本人と枚方市社会福祉協議会との契約によって成立する事業で、今後も現行事業は廃止せず、継続して実施していきます。

同事業利用者のうち、成年後見制度の保佐・補助類型への移行が望ましいケースや、利用者本人の判断能力の低下が進行し、契約行為を行うことが困難となった後見類型への移行が望ましいケースについては、成年後見制度への移行を進める必要があると考えます。

今後、中核機関である「ひらかた権利擁護成年後見センター」において、同事業の利用者の状況を適切に見極め、成年後見制度へ円滑に移行できるよう取組を進めるものです。また、同事業の利用者本人の状況に応じた制度移行を行うことにより、身上保護を重視した運用に資するとともに、同事業の課題のひとつである待機者の解消にもつながると考えております。

(委員)

「1. 令和3年度におけるこれまでの経過について（令和3年8月末時点）」の記述のうち、資料3-2と同様に「市長申し立て」を「市長申し立て」に統一し、「判事、書記官等」を「判事、主任書記官等」に、「②相談・支援」の「～と連携支援を行う」を「～と連携及び支援を行う」に、「③成年後見制度利用促進」に「適切に見極めを行い、円滑な制度移行を図る」を「適切に見極めを行い、成年後見制度への円滑な移行を図る。」に、修正してはどうですか。

(事務局)

ご意見のとおり、資料3-3及び案件説明資料を修正し、改めて送付いたします。

(委員)

資料3-3(2)中核機関の機能・業務の「①広報・啓発」が成年後見制度に終始していることで「②相談・支援」「⑤地域連携ネットワークの構築」とのバランスが取れていないのではないのでしょうか。

(事務局)

中核機関は、成年後見制度だけでなく、支援を必要としている人を、その人の状況に応じた何らかの支援につなげる権利擁護支援を設置の目的としています。

「①広報・啓発」のうち、広報・周知業務に関しては、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に関して、市民への広報・啓発活動や、支援関係者間で情報提供・共有化を行える仕組みを構築することを目指すものです。あわせて、資料3-3(2)①に記載の各業務の概要部分「制度に」を「制度をはじめとする権利擁護」に修正し、改めて送付します。

また、啓発事業に関しては、昨年度、「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」の策定事務の過程において、市民や支援関係者を対象に実施したアンケートやヒアリングにおい

て、市民については、「成年後見制度について聞いたことがあるけどよく知らない人」が多いこと、支援関係者については、成年後見制度に関する知識や経験に個人差があることが課題のひとつとして浮き彫りになりました。このことから、まずは、成年後見制度を周知すること、正しく理解していただくことが必要であると考えており、当面は、成年後見制度を中心とした市民講座や研修会を実施する予定としておりますが、今後の状況やニーズを踏まえながら、成年後見制度以外のテーマについても検討・実施してまいります。

各業務を通じて支援のバランスを崩すことのないよう、中核機関の設置目的を中心に据えながら、今後も取組を進めてまいります。

(委員)

ネットワーク協議会の構成団体として、地域福祉分野に民生委員・コミュニティが入っていますが、地域の実情をしっかりと把握できていますか。

(事務局)

枚方市地域連携ネットワーク協議会は、構成団体が日常的に行っている権利擁護に関する活動や業務について認識し合うとともに、権利擁護に関する情報交換や情報共有を行うことで、支援を必要な人を早期に発見し、適切な支援につなぐための体制づくりを目的として設置・開催するものです。

民生委員・児童委員については、日常的に地域住民の見守りや支援をいただいているので、地域の実情を把握していただいているとともに、支援の必要な人と支援機関とのパイプ役を担っていただいていることを認識していただいているかと思います。枚方市コミュニティ連絡協議会につきましては、地域連携ネットワーク協議会に参画いただくことで、地域住民という最も身近な立場で、「日常の見守り」「異変の気付き」「相談窓口へのつなぎ」の役割を担っていただくことを想定しており、今後そのような視点を持ったうえで、地域の実情の把握に努めていただきたいと考えております。

(委員)

地域の一人暮らしの高齢者に対する対応は、どのように考えて行くのですか。

(事務局)

地域連携ネットワークの構成団体として、地域包括支援センター、民生委員・児童委員にご参画いただく予定としており、日常的に一人暮らし高齢者の支援や見守り等を行っていただいております。また、枚方市コミュニティ連絡協議会にもご参画いただくことで、本市の権利擁護の取組や構成団体・支援関係者の役割を認識いただき自治会や地域住民という最も身近な立場で、近隣にお住まいの一人暮らし高齢者の「日常の見守り」や「異変の気付き」「相談窓口へのつなぎ」の役割を担っていただくことを想定・期待しています。

(委員)

説明資料に明記されている「中核機関運営委員会」の構成メンバーに、枚方市内で支援を行なっている高齢、障害の現場職員が含まれていないのはどうしてでしょうか。成年後見だけでなく、支援困難な事例を検討したり、中核機関としてネットワークを構築することが委員会に求められていることだと考えますが、現状の構成メンバーですと、成年後見制度に特化した議論を枚方市が期待しているように思われますがいかがですか。

(事務局)

運営委員会については、中核機関の円滑な運営を目的に設置しており、中核機関が担う業務の全体的な調整や進めるべき方向性の検討・調整を行う会議体としております。

支援困難な事例の検討や相談内容の調整といった、実務に直結するような案件については、今後、運営委員会とは別（部会的な位置づけ）で、支援関係者を含めた会議体（例：事例検討部会）の設置を検討・予定しているところです。他の先行市で設置しているような、広報部会や事例検討部会等のワーキング会議について、本市においても、今後段階的に、必要に応じた会議体を検討・設置し、成年後見制度だけでなく権利擁護支援の充実に向けて取組を進めてまいります。

（委員）

成年後見制度の取組が今回新たにスタートするまでの運営委員会等での意見を活かして、今後の運用を進めて行かなければならないと思いますが、外部からは見えにくくなっています。地域連携ネットワーク等の具体的な動きがポイントになるのでしょうか、審議会で出された意見がくみこまれる運営を進めていただきたいと思います。

（事務局）

中核機関の運営につきましては、運営委員会だけでなく、地域連携ネットワーク会議やその他の機会を通じて、関係機関・団体、支援関係者からのご意見を検討・調整しながら、よりよい運営につなげてまいります。また、地域連携ネットワーク会議だけでなく、日常的に関係機関・団体、支援関係者と情報交換・共有が行える仕組みについても検討してまいります。

（委員）

成年後見制度を知っていただくことの重要性についてのPRの仕方はどうしていきますか。

（事務局）

支援を必要とする人を支援につなぐためには、権利擁護の手段のひとつである成年後見制度を知っていただくこと、正しく理解していただくことが重要であると認識しております。広報ひらかたやホームページ、SNSを活用した周知のほか、パンフレットやチラシ等の啓発物を関係団体に送付し、関係団体にも周知・啓発にご協力いただくようお願いしております。また、枚方市コミュニティ連絡協議会にご協力いただき、10月に各自治会において、ひらかた権利擁護成年後見センターが作成したチラシを、回覧板にて周知いただく予定としております。

今後、必要な方に情報が届くよう、効果的な手法について検討し、周知に努めてまいります。

（委員）

枚方市社会福祉協議会では、枚方市からの委託として、令和3年7月に「ひらかた権利擁護成年後見センター」を設置しました。

これまで本会で取り組んでいます「日常生活自立支援事業」や「法人後見事業」のノウハウを生かし、また連携し、中核機関としての役割である制度利用に関する相談対応や申立て手続きの支援・後見人に対する支援・制度の広報と普及活動・地域連携ネットワークの構築に取り組んでいます。

市を筆頭に、関係団体等と連携を図り、市民目線で市民に寄り添ったセンターとして体制を構築します。

（事務局）

市としましても、支援を必要とする人が早期に適切な支援につながるよう、関係機関・団体と連携を図りながら、委託先である枚方市社会福祉協議会とともに、中核機関の円滑な運営、機能の充実に努めてまいります。

(委員)

(1) 就学前の項で、校区福祉委員会の重要性を述べておられ、一方、(2)の成年後見の項では、地域連携ネットワーク協議会の一員として、コミュニティ連絡協議会の参画が記されています。そこで、お伺いいたします。校区福祉委員会とコミュニティ協議会は共に地域福祉の担い手として重要な役割を果たしていることから、この二つの団体に対する認識が、項目(1)と(2)で異なるのはいかがなものでしょうか。

(事務局)

「(1) 就学前の教育・保育施設に係るひらかたプランに係る後期プランの策定について(報告)」は、校区福祉委員会など地元の支援関係団体等の連携した取り組みについて、「(2) 枚方市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について(報告)」は、コミュニティ協議会が地域連携ネットワーク協議会に参画されることについて、各委員からご質問をいただきましたので、それぞれの質問に対応した形で、(1)は校区福祉委員会について、(2)にはコミュニティ協議会についての説明・見解を記載いたしました。

校区福祉委員会についても、「(2) 枚方市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について(報告)」の説明・見解に記載をしておりますでしたが、地域福祉の担い手として地域に根ざした支援活動をしていただいております。民生委員・児童委員と同様に、権利擁護支援において重要な役割を担っていただくものと認識しています。

(委員)

このような資料の作成にあたっては、今後「各委員の意見」に意見番号をつけておいた方がよいのではないですか。ページ番号も同様に。

(事務局)

以後、同様の資料を作成するにあたっては、意見番号やページ番号を付す等、わかりやすい資料となるよう努めます。

(委員)

万が一、当事者が判断能力もなく親族もなく、一人になった場合の手続き方法は、誰が中心で行われるのか。手術などが必要になった場合の同意書は誰が書くことができますか。後見人は書けないと聞きましたが。

(事務局)

本人の状況によりますが、成年後見人が選任されている場合は、成年後見人が中心となり、支援関係者と連携を図りながら、必要な手続きを行うこととなります。また、成年後見人が選任されていない場合は、本人の状況に応じた支援関係者によって、検討・調整を行うこととなります。

いずれの場合においても、本人による意思決定を尊重するとともに、本人の状況に応じた支援関係者によるチームを活用した支援が必要と考えます。

また、成年後見人は、ご認識のとおり、医療行為に関する同意はできません。

本人の判断能力が不十分な場合であっても適切な医療を受けることができるよう、厚生労働省において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(H30.3改訂)」及び「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(2019年5月)」が策定されています。

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(2019年5月)」の23ページから27ページに、「4. 医療に係る意思決定が困難な場

合に求められること」として、「(1) 医療・ケアチームや倫理委員会の活用」において、医療・ケアチームや成年後見人、本人の状況に応じた支援関係者において、本人にとっての最善の方法に関して話し合うこと等が示されています。また、「(2) 成年後見人等に期待される具体的な役割」において、本人が円滑に必要な医療を受けることができるよう、必要な受診機会の確保、医療費の支払い、本人の医療情報の整理、本人が意思決定しやすい場の設定等の役割が求められており、医療機関と成年後見人等で相談することが示されています。

参考資料として、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（H30. 3改訂）」及び「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（2019年5月）」を添付いたします。

以 上